

令和元年度 春季
北陸ブロック土木部長等会議

国土交通省議題資料（本省）

資料名：品確法の実施状況及び運用指針等
について

品確法の実施状況及び運用指針等について

施工時期の平準化に向けた取組

施工時期等の平準化

- 適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
- これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は約9割に達している。
- 引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

①国庫債務負担行為の積極的活用

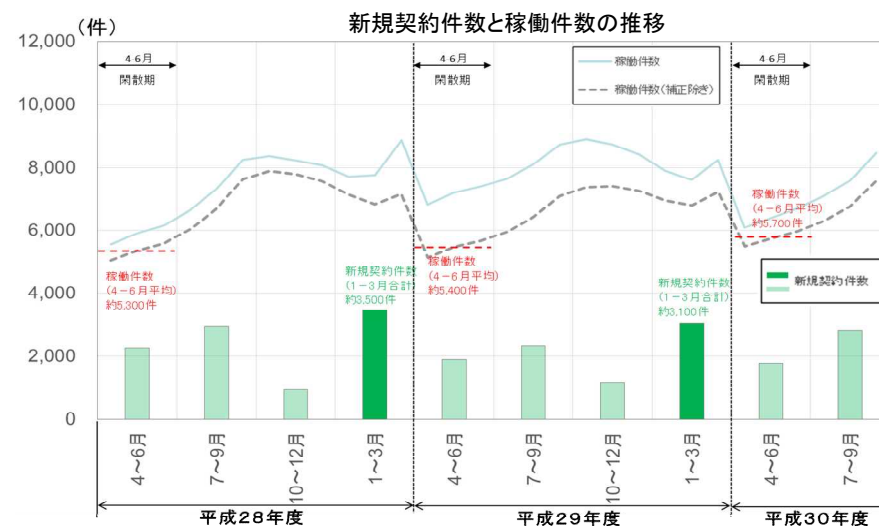
適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債^(注1)及びゼロ国債^(注2))を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

平成31年度:約3,200億円 (平成30年度:約3,100億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※平成31年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)



※国土交通省直轄工事を対象(港湾・空港除く)
※新規契約件数については、補正予算も含む

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→平成31年3月時点:1783団体(約89%)

国、特殊法人等:198/209、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1518/1722(平成31年3月時点)

③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

「各地区のページ」
※〇〇地区の発注見直し
※〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

※平成28年11月1日現在に公表(指名)する見込みの工事を掲載しています。
※本表掲載の発注見直しは、建設工事の発注見直しに関するものです。
※フレックスタイム制工事、環境配慮工事については、東北地方整備局発注工事のみ記載しています。
※下記の発注見直しの発注見直しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注見直し工事発注予定数があります。
※発注見直し:〇〇町、〇〇村
ここに記載する内容は、平成28年11月1日現在の見直しであるため、実際に発注する工事の記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
また、主要建設費対等見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。
※公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお問い合わせください。

〇各発注機関の見直し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

発注機関	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し
発注機関名	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し
国土交通省東北地方整備局	〇〇市	〇〇町	〇〇村	〇〇市	〇〇町	〇〇村	〇〇市	〇〇町	〇〇村
〇〇市	〇〇町	〇〇村	〇〇市	〇〇町	〇〇村	〇〇市	〇〇町	〇〇村	〇〇市

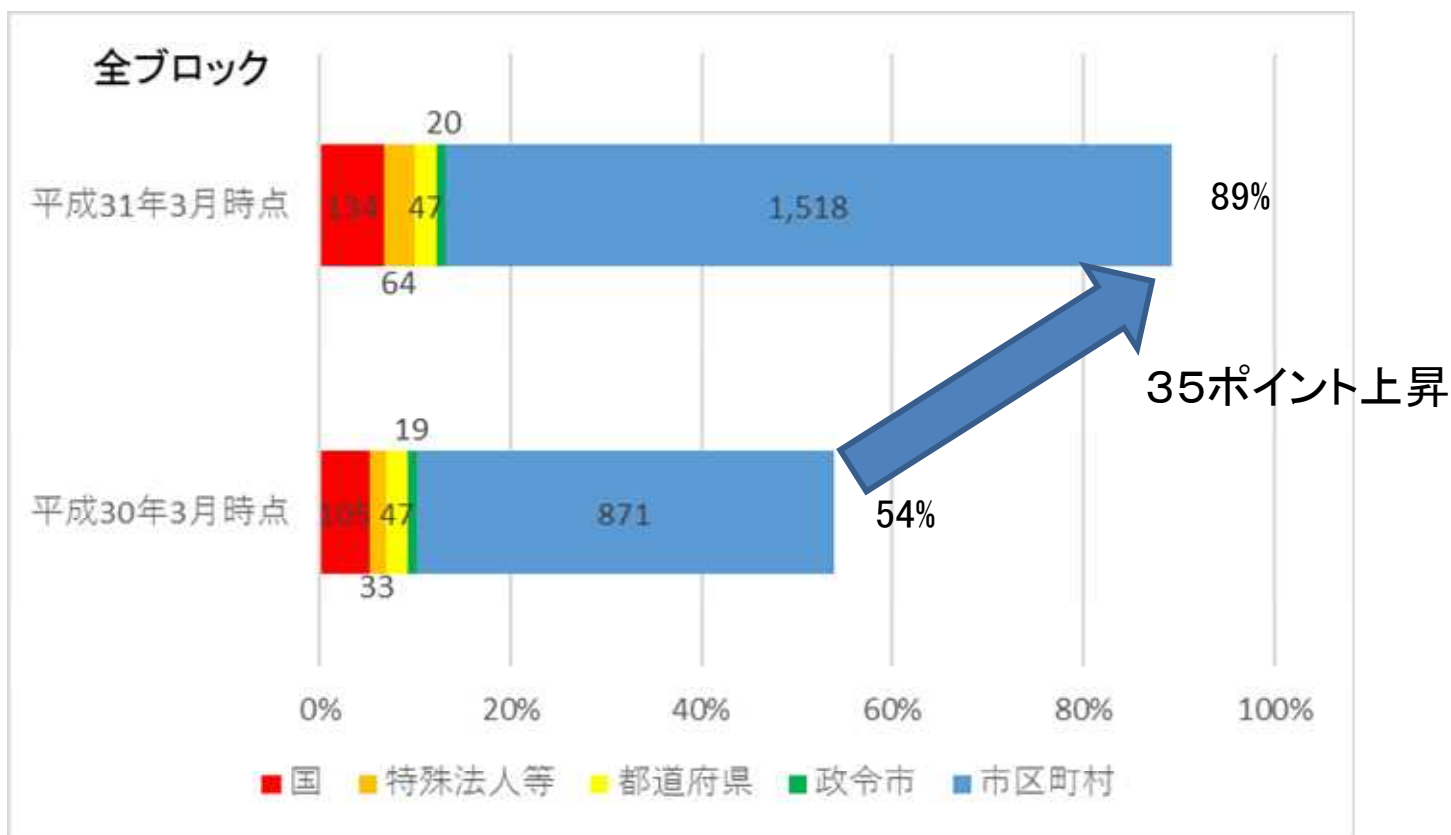
注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

発注見通しの統合・公表

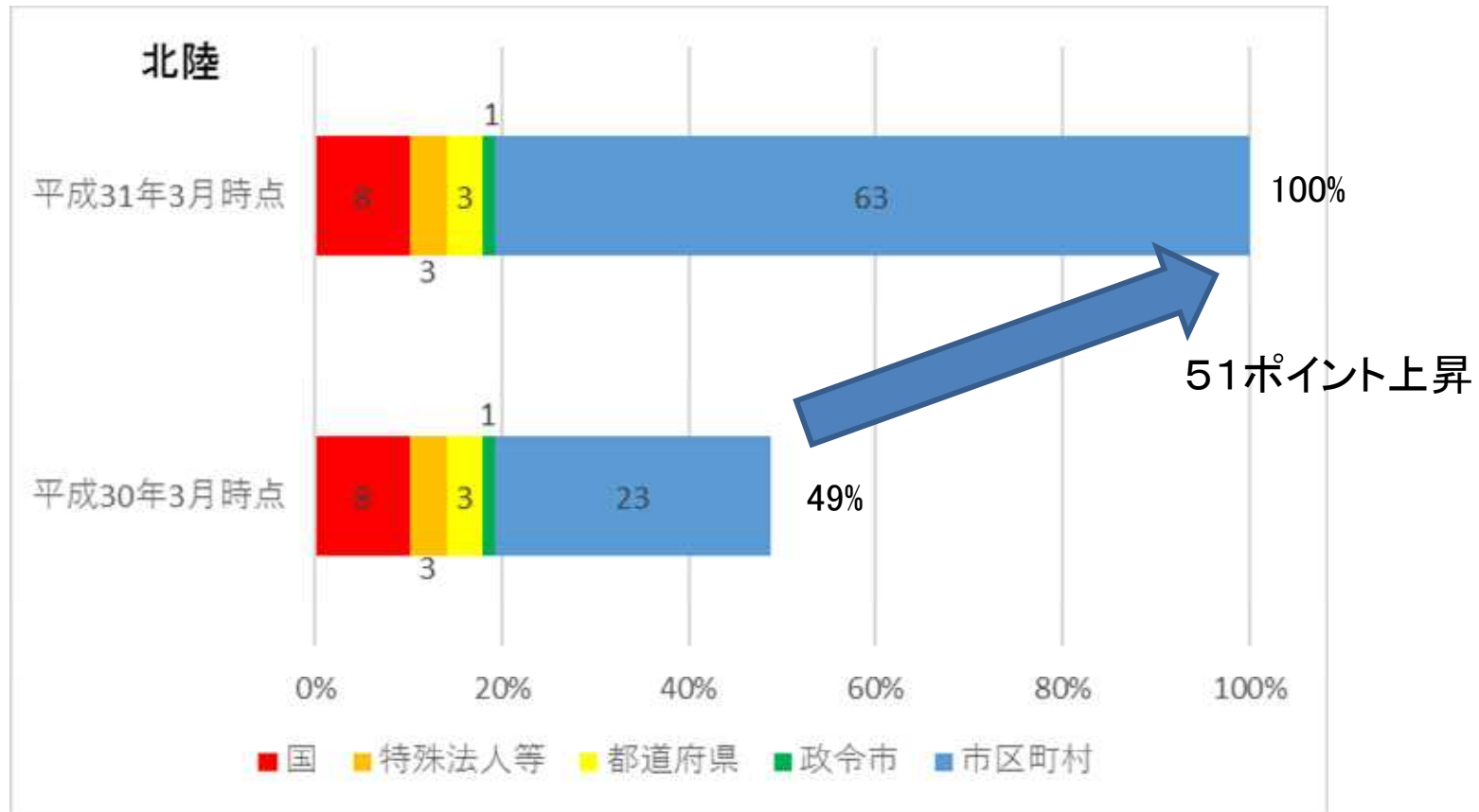
○全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体率は、平成29年度末から、平成31年3月時点で35ポイント上昇
 ⇒平成31年度についても更なる拡大を実施。特に、国、特殊法人全団体の参加を目指す。

発注見通しの統合・公表への参加率の推移



全ブロック	国	特殊法人等	都道府県	政令市	市区町村
平成31年3月時点	134/137	64/72	47/47	20/20	1518/1722
平成30年3月時点	105/133	33/73	47/47	19/20	871/1722

発注見通しの統合・公表への参加率の推移(北陸ブロック)



北陸	国	特殊法人等	都道府県	政令市	市区町村
平成31年3月時点	8/8	3/3	3/3	1/1	63/63
平成30年3月時点	8/8	3/3	3/3	1/1	23/63

○関東ブロック発注者協議会(H28.12.22)において、「施工時期等の平準化」指標が、全国統一指標(案)で示された「平準化率」と決定した事を踏まえ、同指標の指標分類(案)を参考に目標値を設定する。

【関東地整 平準化の目標】

平成30年度までに、平準化率 0.9以上(指標分類(案):a)を達成する。

* 関東地整のH25~H27(過去3カ年)の平準化率の平均は、0.82(0.85) 件数/金額

【全国統一指標】

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4~6月期の平均稼働件数(金額))}}{\text{(年度の平均稼働件数(金額))}}$$

指標分類(案)* a:0.9以上,b:0.9~0.8,c:0.8~0.7,d:0.7~0.6,e:0.6以下

(※指標分類(案)の最終値は、本省検討中であり、今後変更となる可能性あり。)

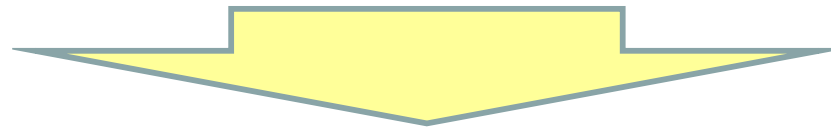
対 象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

- ・平成30年2月27日関東ブロック発注者協議会において、各発注者が自らの目標を立てることとした。
- ・しかし、発注の状況や予算的な理由から、目標を数値で設定できない、または、馴染まないと考え、「空欄」や「今後検討」等としている機関が多数ある。
- ・このため、最終目標は「0.9」とし、段階的な目標を設定し平準化に取り組んでいくこととする。



数値目標を基本とするが、以下の場合、取り組み内容など、数値以外での目標の設定も可能とする。

- ①発注件数が少ない発注機関の場合
- ②すでに平準化率が、「0.9」以上となっている発注機関の場合

地方公共団体における平準化の取組

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

H27.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請

- ※以降、■H28.10、■H29.2、■H30.2、■H30.11、■H31.2に要請。
- ※H29.2以降は、地方公共団体の契約担当課だけではなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請。

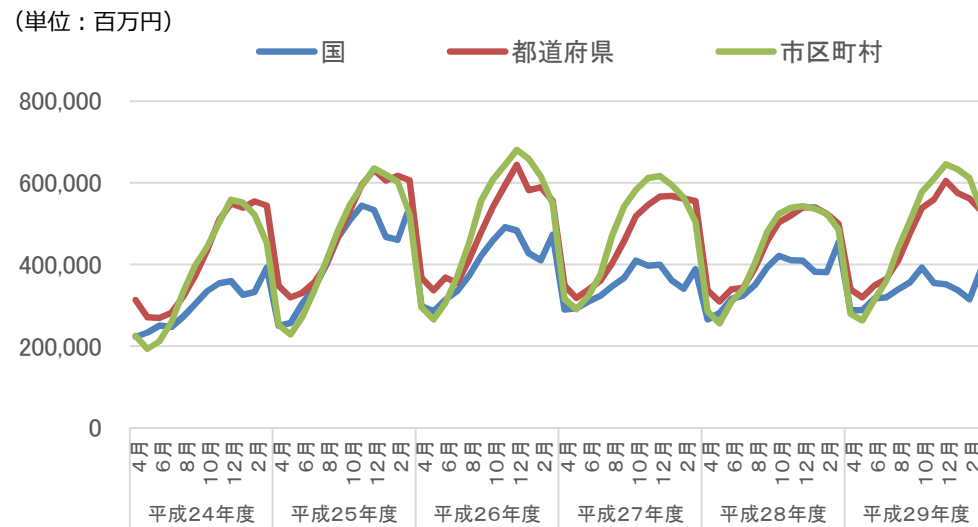
H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知

H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ

- ※H29.3に市区町村の事例を収集し、第2版を公表
- ※H30.5に市区町村の事例を拡充し、第3版を公表

H31.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について通知

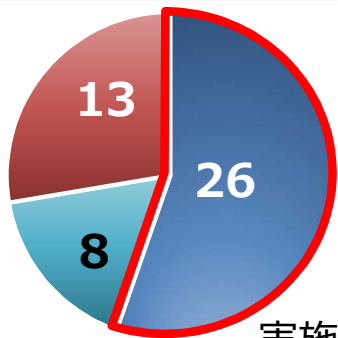
【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



出典：建設総合統計 出来高ベース（全国）

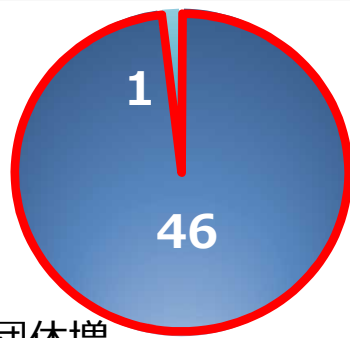
債務負担行為の活用状況（交付金事業/H28.2、H31.2比較）

H28.2債務負担行為

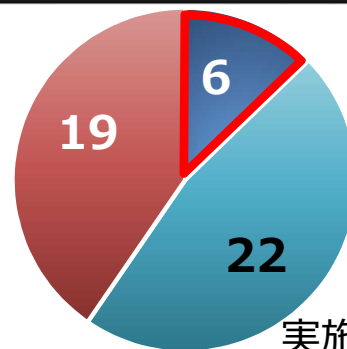


実施団体：20団体増

H31.2債務負担行為



H28.2ゼロ債務負担行為



実施団体：33団体増

H31.2ゼロ債務負担行為



■本年度実施し、翌年度も実施予定 ■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討 ■実施していない

- 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成29年3月に第2版として作成し、改訂。
- 平成30年5月には、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、第3版として改訂。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定 (余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定 (執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

災害時の発注者の連携体制のあり方

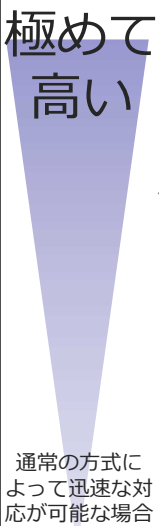
<災害復旧時の対応>

災害復旧における入札契約方式の活用状況

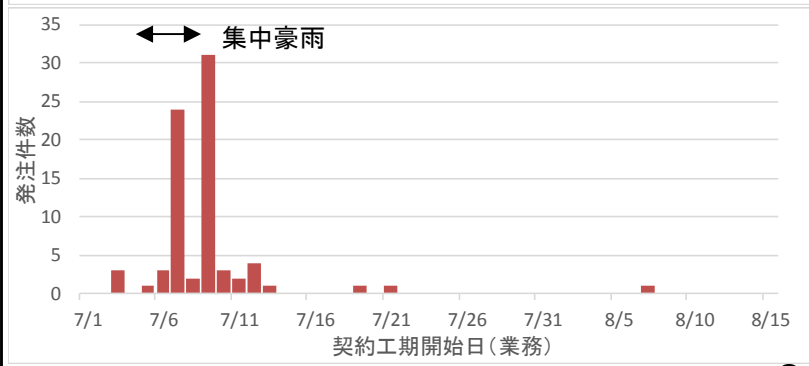
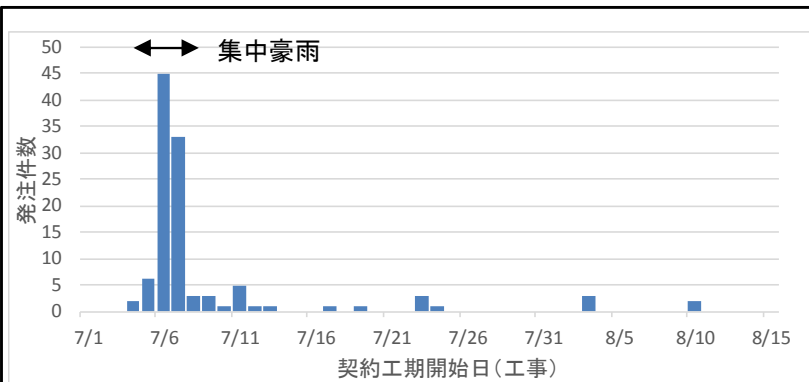
- 迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成(平成29年7月)。
- 地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容周知。
- 平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約230件(H30.11末時点)の工事で随意契約を活用。また、平成30年北海道胆振東部地震では、直轄で、約2件(H30.11末時点)の工事で随意契約を活用。

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧		随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常の方式(一般競争・総合評価落札方式他)	

平成30年7月豪雨での随意契約の発注時期



対象:平成30年7月豪雨

<災害復旧時の対応>

大規模災害の復旧・復興事業における主な施工確保対策

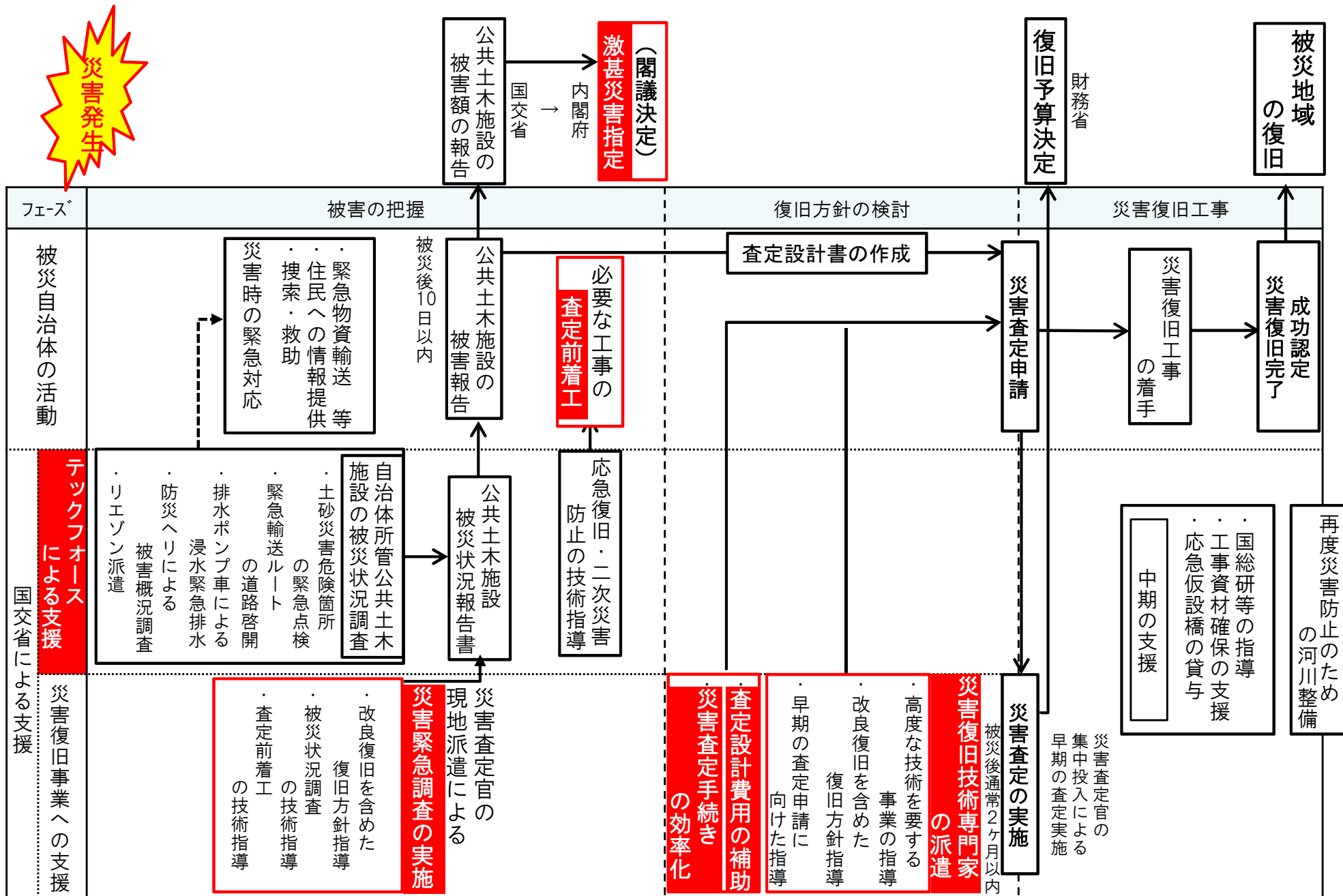
○ 大規模災害の復旧・復興事業では、地域の状況等に応じた、多様な施工確保対策を実施することにより早期の事業完成を目指す。

■発注関係事務の段階に応じた主な施工確保対策

工事着手前	>>> 発注準備積算	>>> 入札公告契約	>>> 工事中
<ul style="list-style-type: none"> <事業推進体制の強化> ・事業促進PPP等の導入 <建設資材対策> ・発注見通し統合 ・資材需給情報共有・調整の場(連絡会)を開催 <技能労働者確保対策> ・仮設公共プラント設置 ・プレキャスト製品の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の改定 ・見積活用による積算 ・宿舍設置に伴う費用の積上計上 ・地域外からの労働者確保に関する間接費補正 ・いわゆる“復興歩掛”の適用 ・いわゆる“復興係数”による間接工事費の補正 ・概略発注方式の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注ロットの拡大 ・地域要件の緩和(県内→管内企業まで拡大等) ・地元企業の参加可能額の拡大 ・復興JV活用 ・「一括審査方式」の実施 ・段階選抜方式の実施 ・簡易確認型の実施 ・契約時点の最新単価に基づく契約変更 ・工期における余裕期間の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理 ・宿泊費等に係る間接費の設計変更 ・建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更 ・物価変動等に伴うスライド変更(インフレ/単品スライド) ・設計変更等による柔軟な運用の実施(既契約工事への設計変更による追加など) ・適切な工期延長対応 ・監理技術者の途中交代の要件緩和 ・設計変更概算額の提示 9

<災害復旧時の対応>

被災地域の1日も早い復旧に向けた取り組み(激甚災害時等)



<災害復旧時の対応>

災害復旧・復興事業実施時の発注支援の取組

- 災害復旧・復興事業の実施に際しては、ガイドラインの策定や通知等により、現在も被災地に対して、情報提供を行ってきたところ。
- また、平成30年7月西日本豪雨では、四国地方整備局で発注に詳しい職員で構成される「南予被災地支援チーム」を発足させ直轄事業や自治体に対し支援を実施。
⇒平成31年度については、被災地での工事や業務の発注について迅速な対応が求められていることを踏まえ、専門職員による現地での支援方法について検討。

<平成31年度に検討する事項(案)>

- ・専門職員の現地での支援方法
- ・災害復旧ガイドラインの更新

【平成30年7月豪雨 四国地方整備局の取組例】

平成30年7月豪雨により被災した南予3市を支援するため整備局の担当官をリーダーとする高度に技術的な問題を解決できる「南予被災地支援チーム」を発足。

支援チームは、市町に直接出向き、首長・部長等の責任のある者と打合せを行い、その技術・経験を活かし①問題の発掘、②解決案の提示などを実施。



「南予被災地支援チーム」支援実施状況

災害現場で感じた問題点と今後の災害対応における課題

災害現場で感じた問題点

➤ 防災意識の徹底

災害協定が発動されるような災害の経験がないと、初動対応への意識が低くなり、結果として大規模災害に繋がりがねない。警報が出る前に、災害協定に基づき連絡体制の確認をするなど事前の準備が速やかな初動対応に繋がる。

➤ 錯綜する情報

二重、三重の指示が複数先から発せられ、何が本当かわからなくなり、手順の確認ができなくなる場合がある。また、共通資材や重機等が一部に集中してしまい、近隣地域でも余剰と不足が生じることがある。

➤ 災害現場の確認

二次災害が想定される場合であっても災害協定に基づき矢継ぎ早に指示が出されることがある。自身の身を守るためにも二次災害の恐れがないか現場状況を把握しておく必要がある。

今後の災害対応における課題

➤ 連絡体制の強化

各都道府県協会は、各行政機関等と災害協定を締結し、災害発生時には複数の行政機関等から出動要請が発せられる。多くの公共施設に被害が及ぶ広域災害では、各行政機関が連携し、一元的・包括的な指示に基づく迅速な対応が必要となる。地方防災連絡会議等を活用し、各行政機関や建設業協会など地域にかかわる関係者が一体となった連絡体制作りが必要である。

➤ 協定内容の確認・整備

担当者同士の理解にばらつきがあると、まずはその整理から始まり、初動対応が遅れることになる。協定を締結している甲乙両者にて協定内容に基づいてシミュレーションをしておくことも防災対応の一つである。また、災害が頻発すると二次災害の危険性も高まる。災害対応時における作業員の死傷等への補償についても規定することが必要ではないか。

➤ 地元を知る建設企業の活用

地元建設企業は、施設管理者の指示のもとに日頃から河川や道路等の維持管理、パトロールなどを実施している。災害現場の状況把握や応急復旧対応については、地元精通した建設企業に要請するのが最も効果的である。地元建設企業が「地域の守り手」として防災・減災活動に取り組み、資機材・人材を確保するためにも安定的な事業量の確保が必要である。

【目的】本協定は、沖縄総合事務局開発建設部又は、沖縄県土木建築部が管理若しくは工事中の公共土木施設の他、甲・乙若しくは、甲・乙の所掌する事務所の長の業務の支援範囲において発生した、地震・大雨等の異常な天然現象又は事故による業務の支援に関し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

甲：沖縄総合事務局長
 乙：沖縄県知事
 丙：一般社団法人沖縄県建設業協会長

【背景】

- 東日本大地震や熊本地震の教訓をもとに、大規模災害に備えた災害協定締結の動きが活発化。
- 島しょ県沖縄は、大規模地震・津波災害が発生した場合、他府県からの支援が到着するまでに一定の期間を要する為、島内建設業者の限られた人材や建設資機材を効果的に活用して、道路啓開などの応急復旧を行う事が不可欠。

【課題】

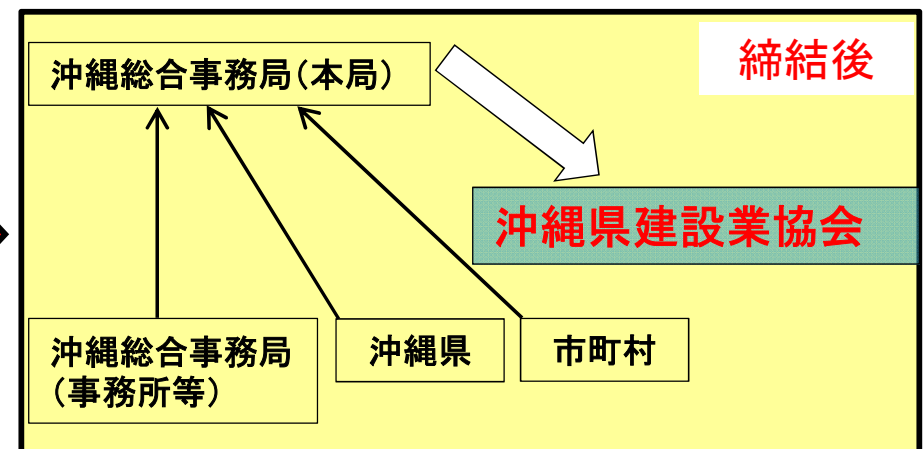
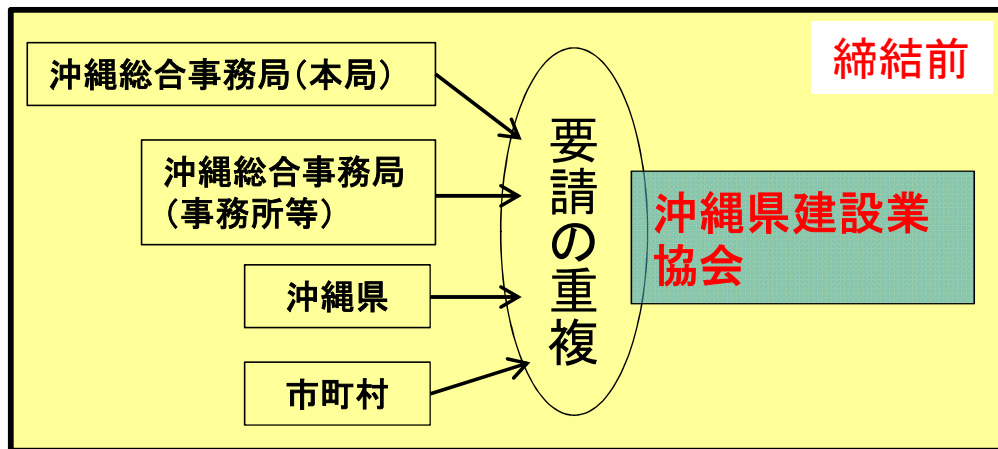
- 国・県等から様々な要請があるなかで、重複して要請するなど、協定に基づく対応に混乱が生じる例がある。

【対応】

- 協力要請の重複を防ぐため、要請ルートを整理し明確化をはかる。
- 既に昨年度、道路啓開計画・タイムラインについては策定済みである。この度、沖縄県・沖縄県建設業協会（357社加盟）と包括的協定手交式を行った（平成30年2月15日）。協定が結ばれた事により迅速な対応が可能になる。



中央：沖縄総合事務局次長
 左：沖縄県建設業協会会長
 右：沖縄県土木建築部長



建設

港湾

農水

「災害時における沖縄総合事務局開発建設部所管施設に係る応急対策等の災害対応の支援に関する協定書」(局)
「災害時における応急対策に関する基本協定書」(県)

「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」

「災害時の応急対策業務に関する協定書」(局)
「農地・農業用施設等における災害時の応急対策に関する基本協定書」(県)

建設業会

・沖縄県建設業協会
会員 355社
うち、他協会との重複 113社

・日本埋立浚渫協会九州支部
・沖縄県港湾空港建設協会
・日本海上起重技術協会沖縄支部

・沖縄県農林水産土木建設会

包括協定

行政

国
・沖縄総合事務局長

・沖縄総合事務局長

・沖縄総合事務局長

県
・沖縄県知事

・沖縄県知事

・沖縄県知事

市町村等
・一部の市は支部と締結

・那覇港管理組合

・宮古島市
・石垣市

包括的協定(機関の連携強化 (包括的災害協定:締結))

建設(今回)

「災害又は事故における緊急的な
応急対策等の支援に関する包括
的協定書」(平成30年2月15日手交式)

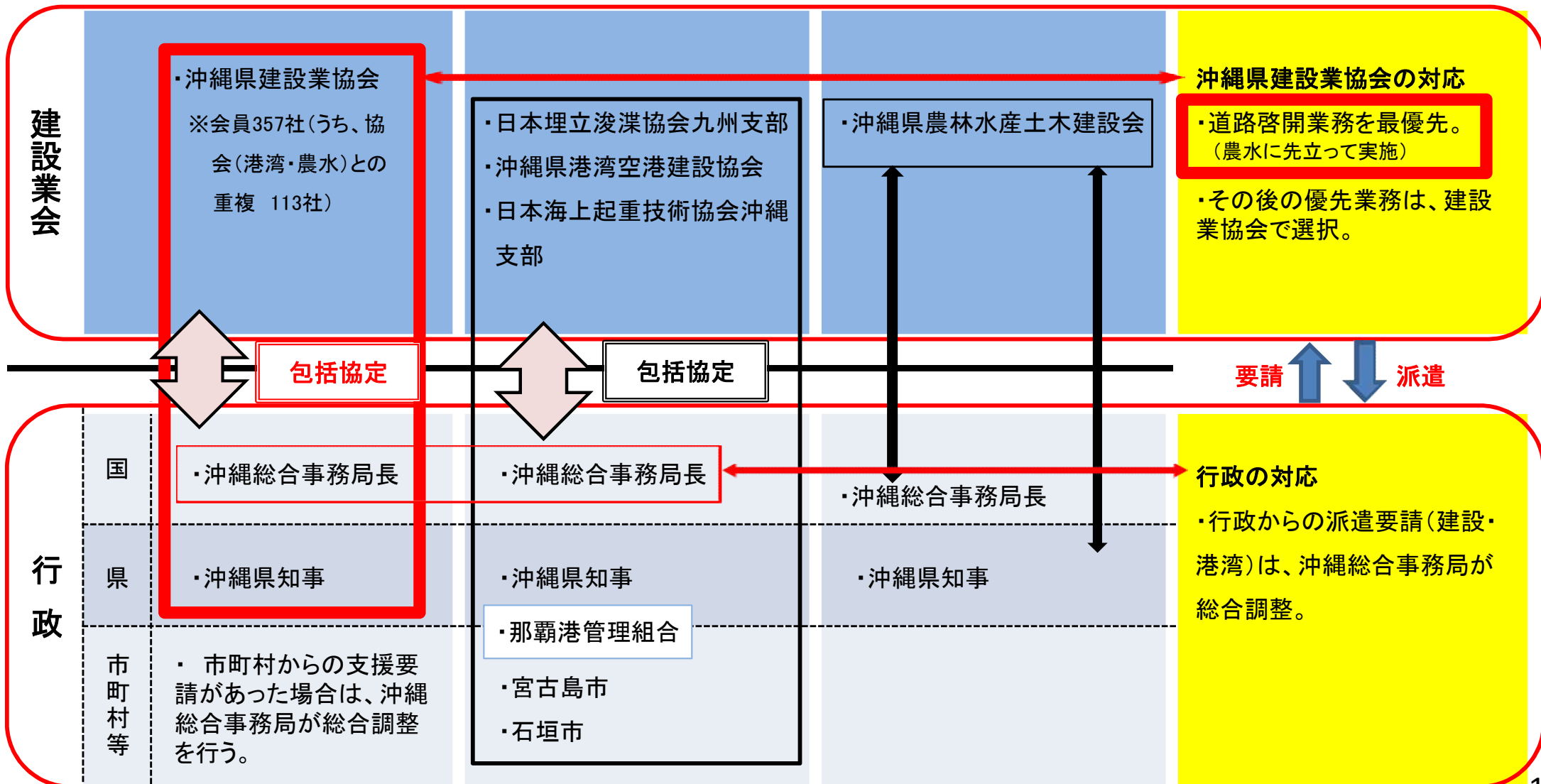
港湾

「災害発生時における緊急的な
応急対策業務に関する包括的
協定書」

農水

「災害時の応急対策業務に関する
協定書」(局)
「農地・農業用施設等における災害時の
応急対策」に関する基本協定書(県)

優先業務の調整



施工確保対策について

1. 基本的な考え方

平成31年1月22日訂正

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融资の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2)救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3)避難行動に必要な情報等の確保

おおむね3.5兆円程度

- おおむね2.8兆円程度
- おおむね0.5兆円程度
- おおむね0.2兆円程度

(※1)
うち、財政投融资を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (1)電力等エネルギー供給の確保
- (2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3)陸海空の交通ネットワークの確保
- (4)生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

おおむね3.5兆円程度

- おおむね0.3兆円程度
- おおむね1.1兆円程度
- おおむね2.0兆円程度
- おおむね0.02兆円程度

(※2)
四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3. 本対策の期間と達成目標

○期間:2018年度(平成30年度)~2020年度(平成32年度)の3年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

平成30年度第2次補正予算(国全体)	3兆0,351億円
うち、公共事業関係費	1兆1,398億円

<国交省・国費総額>

1. 防災・減災、国土強靱化(「3か年緊急対策」のうち速やかに着手するもの)

10,723億円

うち、国交省 6,323億円

うち、公共事業関係費 6,183億円

2. TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等

3,256億円 ※国交省なし

3. 中小企業・小規模事業者に対する支援

2,068億円

うち、国交省 2億円

うち、公共事業関係費 2億円

4. その他喫緊の課題等への対応

14,304億円

うち、国交省 2,589億円

うち、公共事業関係費 2,121億円

※ 国土交通省公共事業関係費 8,304億円

平成31年度 国土交通省予算 について

《平成31年度 国土交通省予算》

1. 国費総額

※赤字:臨時・特別の措置分

(1) 一般会計 6兆8,609億円(1.18倍)【9,393億円】

公共事業関係費 5兆9,663億円(1.15倍)【7,153億円】
非公共事業 8,947億円(1.43倍)【2,240億円】

(2) 東日本大震災復興特別会計 4,632億円(1.01倍)

2. 財政投融资 2兆3,745億円(0.70倍)

(参考) 財投機関債総額 3兆5,738億円(1.13倍)

<平成31年度予算の基本方針(抜粋)>

(公共事業の効率的・円滑な実施等)

- 改正品確法の趣旨を踏まえ、適正価格で契約するとともに、地域企業の活用に配慮しつつ適切な規模で発注するなど、公共事業を効率的・円滑に実施する。併せて、中長期的な担い手の確保・育成等に向けて、計画的な発注の実施による労働環境の改善、新技術導入やICT等の活用によるi-Constructionの推進、適正な工期設定等による週休2日の実現等の働き方改革に取り組む。
- また、限られた財政資源の中での効率的な事業執行に向け、地域のニーズを踏まえつつ、情報公開を徹底して、投資効果や必要性の高い事業への重点化を進めるとともに、地域活性化にも資する多様なPPP/PFIの推進により民間資金やノウハウを積極的に活用する。

直轄工事における施工確保対策(1/2)

平成30年度第2次補正予算の成立にあわせて、円滑な施工確保に向けた通知を发出。

入札・契約関係

- 1.発注者間の連携体制強化(発注見通しの統合・公表)
- 2.総合評価落札方式における提出資料の簡素化等や技術審査・評価業務の効率化の徹底
 - ・総合評価落札方式における評価項目の適切な設定(チャレンジ型等の活用)
 - ・一括審査方式の積極的活用
 - ・総合評価落札方式における簡易確認型の実施
 - ・入札書及び技術資料の同時提出の適用除外※H30年度2次補正
 - ・手続き期間の短縮
- 3.工事の種類・現場条件等を考慮した概算数量発注の積極的活用
- 4.指名競争入札方式の活用
- 5.災害復旧工事においては、緊急度等を勘案し、入札契約方式を適切に選択すること等により、早期の復旧に努める。
- 6.発注見通しの速やかな公表の徹底

設計・積算関係

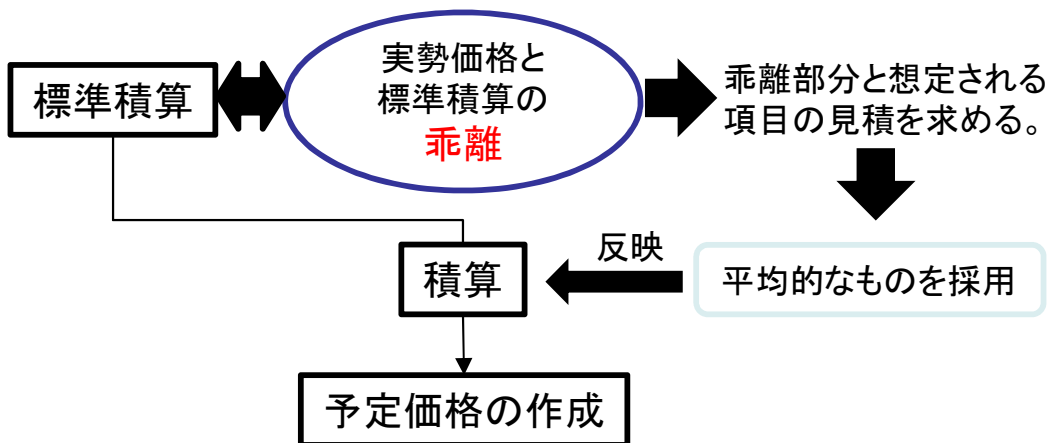
- 1.見積の積極活用
 - ・一部の工種・建設資材等について、当初発注から見積活用
 - ✓ 河川維持工(伐木除根工)
 - ✓ 砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
 - ✓ 電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
 - ✓ 鋼矢板
 - ✓ 高力ボルト
 - ✓ その他、過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事
 - ・『営繕積算方式』活用マニュアルに以下の内容を追記して拡充し、全国展開
 - ✓ 見積活用の対象の明確化(標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を含む)
 - ✓ 小規模改修工事の単価補正
 - ✓ 工期が長期となる小規模改修工事における共通仮設費及び現場管理費の補正
- 2.遠隔地からの建設資材調達 及び 地域外からの労働者確保に要する設計変更
- 3.施工箇所が点在する工事の間接費の積算

その他

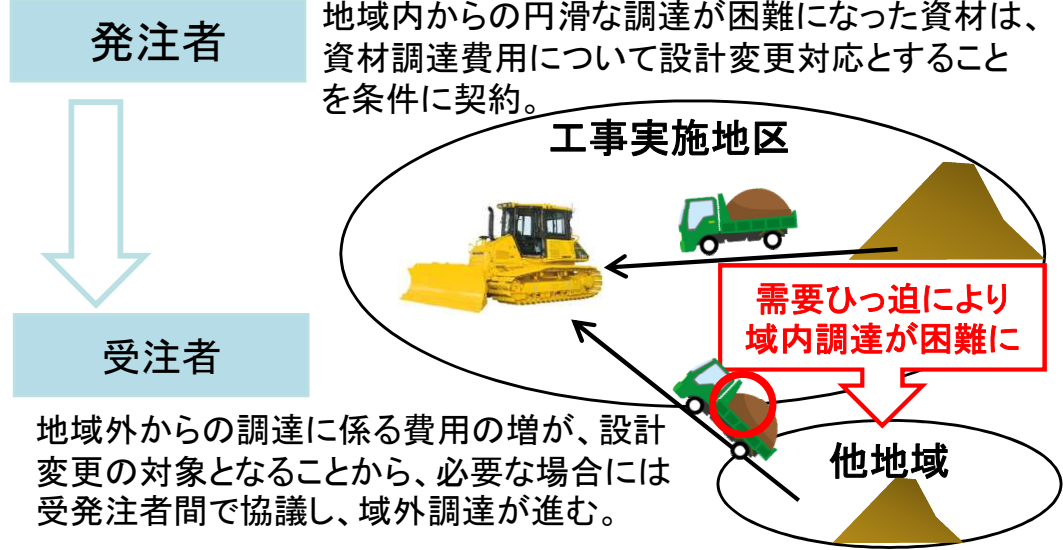
- 1.余裕期間制度の活用
 - ・活用の原則化
 - ・余裕期間の上限の緩和(工期の30%・4ヶ月⇒40%・5ヶ月)

直轄工事における施工確保対策(2/2)

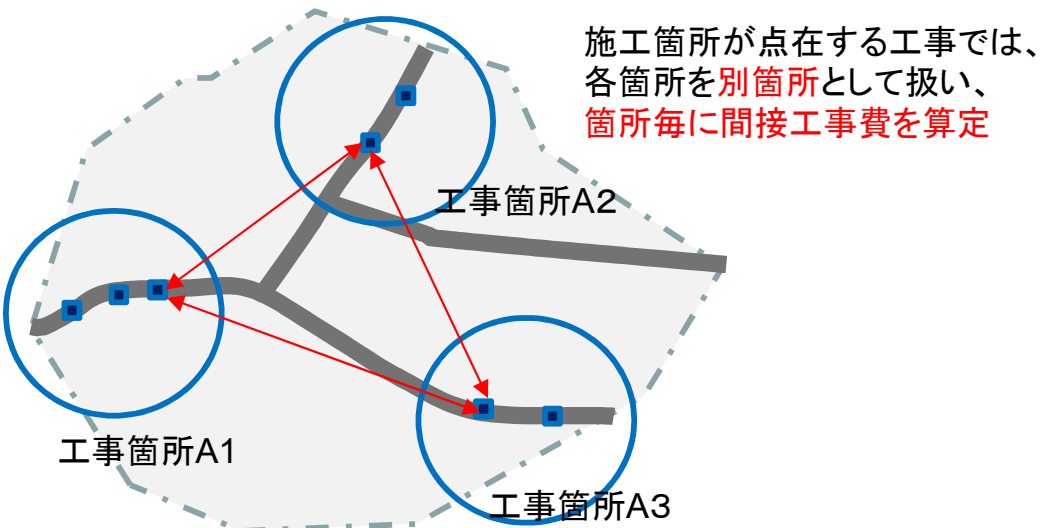
見積の積極活用



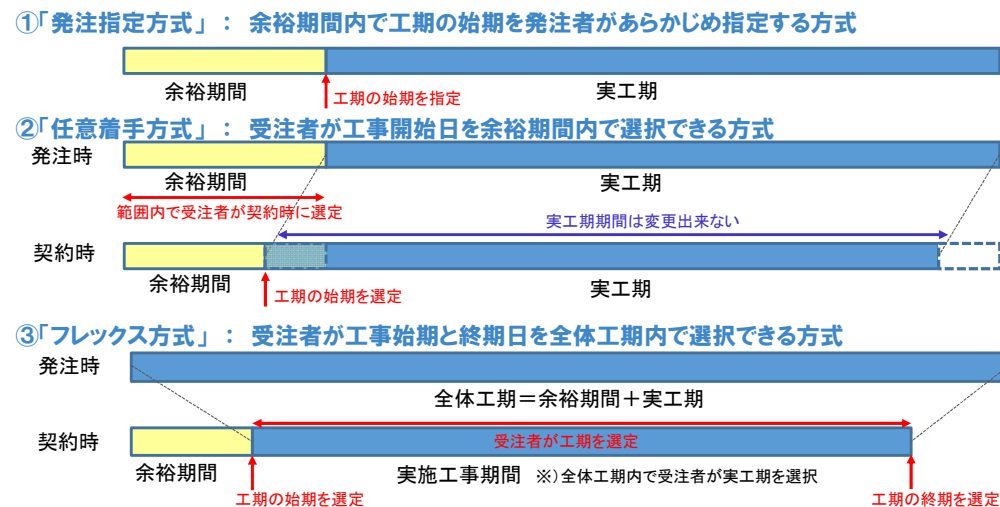
遠隔地からの建設資材調達・地域外からの労働者確保



施工箇所が点在する工事の間接費の積算



余裕期間制度



低入札価格調査基準の改定について

低入札価格調査基準の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

<p>【範囲】</p> <p>予定価格の</p> <p style="text-align: right;">7.0/10～9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 <p style="text-align: right;">上記の合計額 × 1.08</p>



H31.4.1～

<p>【範囲】</p> <p>予定価格の</p> <p style="text-align: right;"><u>7.5/10～9.2/10</u></p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 <p style="text-align: right;">上記の合計額 × 1.08</p>
--

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

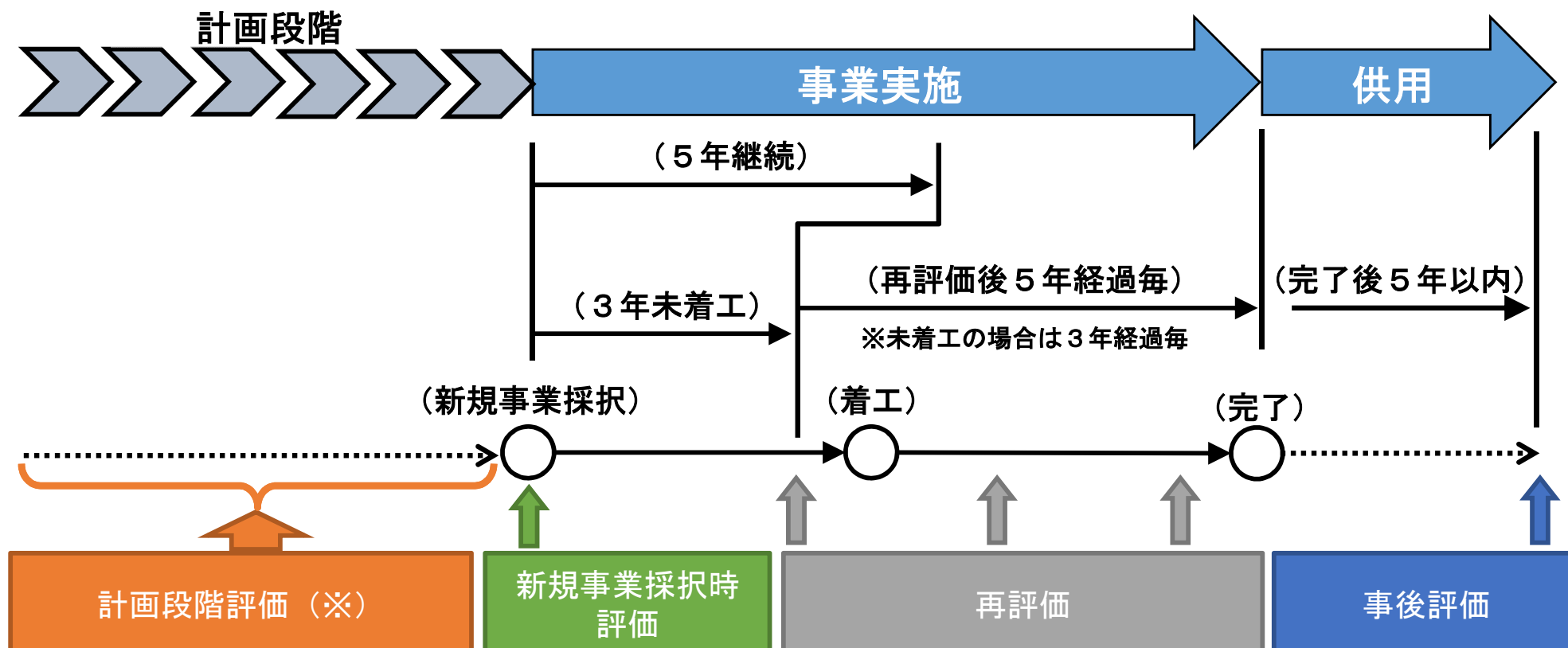
低入札価格調査基準の改定(業務)

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

	現行	H31.4.1 ~
測量	設定範囲：60% ~ 80%	設定範囲：60% ~ 82%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48
地質	設定範囲：2/3 ~ 85%	設定範囲：2/3 ~ 85%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.45 	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.48

事業評価の流れ



1. **計画段階評価 (※)** …政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの
2. **新規事業採択時評価** …新規事業の採択時において、その必要性の評価を行うもの
3. **再評価** …再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適切と認められない場合には事業を中止するもの
4. **事後評価** …事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの

※ 計画段階評価は、2012年より実施している行政評価法に基づかない直轄事業関係のみの取組

再評価

①事業進捗確認の徹底

- ・都道府県等への事業計画通知の取り組みなど関係機関への情報共有を徹底するとともに、事業期間や事業費等の進捗状況(On Time, On Budget)を適切なタイミングで確認し、適宜公表

②再評価資料の簡明化

- ・事業進捗等に大きな変更がない事業については、事業進捗確認の資料を活用するなどの簡明化を図る

③再評価実施間隔の見直し

- ・事業進捗等に大きな変更がない事業については、再評価の実施間隔を5年を基本とし、適宜検証

事後評価

①多様なストック効果の把握

- ・多様なストック効果の定量的・客観的な把握に努め、将来の事業展開等の参考となるようとりまとめる

②ストック効果や知見のアーカイブ化

- ・把握したストック効果や知見(レッスン)を整理・保存(アーカイブ化)し、オープンデータ化

③評価手続きの充実・改善

- ・アーカイブ化された知見等を参考に、事業評価手法を見直すサイクルを確立するため、事後評価方法について継続的に検討

新規事業採択時評価

①透明性の向上

- ・透明性の一層の向上を図るため、計画段階評価結果や事業実施に係る閣議決定に関する情報等を1月末にとりまとめて公表
- ・新規事業採択時評価については、実施計画が承認される前まで(3月末)に実施・公表

②評価手続きの充実・改善

- ・海外などの事例も参考としつつ、便益の計算手法を改善する方法と、貨幣換算できない価値も含めて総合的に評価する方法の両面について継続的に検討